

御船町農業委員会会議録

平成28年11月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 28 年 11 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 11 月 10 日（木）午後 1 時 30 分から 3 時 00 分

2. 場 所 御船町役場庁舎 3 階 大会議室

3. 出席委員（19 名）

会 長 1 番 鶴野 幸典

会長職務代理者 2 番 富田 早苗

委 員 3 番 荒木 義一

委 員 12 番 藤村 俊治

委 員 4 番 竹崎 幸雄

委 員 13 番 藤田 邦弘

委 員 5 番 山本 富士夫

委 員 14 番 河地 友好

委 員 6 番 田中 安男

委 員 15 番 芥川 誠

委 員 7 番 緒方 顯治

委 員 16 番 藤本 隆盛

委 員 8 番 川地 良一

委 員 17 番 松岡 信浩

委 員 9 番 上田 洋介

委 員 18 番 江藤 弘

委 員 10 番 山下 啓四郎

委 員 19 番 吉住 健二

委 員 11 番 後藤 博文

委 員 20 番 荒木 崇

欠席委員 19 番 吉住 健二 （1 名）

議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

5 議案第 49 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

6 議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

7 議案第 51 号 農業基盤強化促進法第 18 条について

8 報告第 11 号 耕作証明書の件について

9 報告第 12 号 合意解約の件について

10 その他

4. 農業委員会事務局職委員

課 長 松永 正夫

係 長 山下 直樹

主 事 白石 加奈子

1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 28 年 11 月の総会を始めさせていただきます。本日は 19 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 19 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 28 年 11 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。こんにちは、11 月に入りまして、この 1 週間ぐらいで、本当に寒くなりました。我が家も山間部ではございますが、ストーブが出てまいりました。平坦地区もまだ、飼料用米まだまだ立っている状況であります。これからも麦等の作付けがあります。これから寒くなりますので、体調を崩さないように十分注意してください。非農地現地確認が、机上配布してありますが、一人当たり 3 日間現地確認があるようです。詳しくは、その他のところで、説明があると思います。早速ではありますが、11 月の総会を開催いたします。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。4 番 竹崎委員
5 番 山本委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 48 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 48 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。 議案第 48 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成 28 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典 2 ページをご覧ください。

議案書 3 条①の申請です。

物件の表示 大字〇〇 字〇〇 △△ 地目田 面積△m²
大字〇〇 字〇〇 △△ 地目田 面積△m²
大字〇〇 字〇〇 △△ 地目田 面積△m²
大字〇〇 字〇〇 △△ 地目畑 面積△m²

理由 3 条所有権移転 (町) 田 3 筆・畑 1 筆 計△m²

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇〇町△番地〇〇〇〇
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地
〇〇 〇

②件目の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△ 地目畑 面積△m²
大字〇〇字〇〇〇△ 地目畑 面積▽m²

理由 3 条所有権移転 (町) 畑 2 筆 △m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 3 条所有権移転 (町)

③件目申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 大字〇〇△△番地 〇〇 〇

理由 3 条所有権移転 (町)

④件目申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△地目畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 3 条所有権移転 (町)

⑤件目申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△地目田 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 3 条所有権移転 (町)

⑥件目の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△△ 地目田 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

理由 3条許可所有権移転（町）

今月は、6件10筆、町許可分の申請です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。3条申請で所有権移転6件10筆、町許可分を提案いたしました。①の申請について要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、①の件について説明いたします。親戚同士での売買であります。現在この農地を譲受人が、耕作管理しているため、今回は生前贈与ということで申請に至りました。それでは、机上配布しております農地法第3条の調査書に基づき説明いたします。第2項第1号（全部効率利用要件）につきましては、取得後は、栗・生姜の栽培をする約束をされました。又、農機具保有状況と労働力とも認められると判断しております。第2項第4号（常時従事）要件に関しましては、必要な農作業に常時従事されることが認められます。第2項第5（下限面積）要件につきましても、年間作業日数も150日以上であり認められ、取得後の面積も50a以上の農地耕作しており御船町が定める下限面積を上回っております。第2項第6号転貸禁止要件についても、自ら耕作管理することを約束されました。第2項第7号地域との調和要件として、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障きたさないことを約束されました。

以上のことから、事務局といたしましては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。こちらの件につきましては、担当委員の15番委員お願いいたします。

15 番

はい、現地確認に参りました。話を伺ったところ事務局から説明があった通りであります。よって問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の①件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。

ございませんか。

全委員

はい、ございません。

議 長

意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、②を提案いたします。事務局より説明

をお願いいたします。

事務局

はい、②について説明いたします。譲受人が高齢で耕作管理できないため譲受人へ売買の話をしたところ、話がまとまり今回の申請に至りました。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、露地野菜の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第2項第5号取得後の耕作面積は、下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。この件につきましては、担当委員9番委員から説明をお願いいたします。

9番

はい、事務局と一緒に現地確認に参りました。問題は無いと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。3条の②件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員

はい、ございません。

議長

意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、③について要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、では③について説明いたします。譲受人が、譲渡人から農地の売買の話をしたところ話が進み、今回所有権移転の申請に至った。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、引続き里芋栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第2項第5号取得後の耕作面積は、14,386㎡であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この地域担当委員は、9 番委員お願いいたします。

9 番 はい、現地確認へ参りました。今事務局より説明が、あった通りであります。何ら問題はないと判断いたしますので、審議のほどをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。
只今の案件について皆さんからのご意見はございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 では、意見が無いようですので、異議なしと認めます。
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、④について事務局より要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、では④について説明いたします。調査書 4 ページをご覧ください。譲受人が現在耕作管理している農地であり、所有権移転の申請となりました。では調査書に基づき説明いたします。収得後は、引続きナス、露地野菜の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第 2 項第 5 号収得後の耕作面積は、24,080 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この地域担当委員は、9 番委員お願いいたします。

9 番 はい、現地確認へ参りました。今事務局より説明が、あった通りであります。何ら問題はないと判断いたしますので、審議のほどをお願いいたします。

議 長 只今の案件について皆さんからのご意見はございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 では、意見が無いようですので、異議なしと認めます。
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、⑤番の許可要件の説明を事務局よりお

願いいたします。

事務局

はい、調査書 5 ページをご覧ください。⑤番の申請としては、譲受人が、8月に〇〇〇近くの農地を転用したことで、代替地として、譲渡人と話が進み今回の申請に至りました。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、水稻の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第 2 項第 5 号取得後の耕作面積は、44,499 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、田として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。この件につきましては、担当委員 13 番委員から説明をお願いいたします。

13 番

はい、事務局と一緒に現地確認に参りました。問題は無いと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。3条の⑤番の件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員

はい、ございません。

議 長

意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、⑥について要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、調査書 6 ページをご覧ください。⑤番の申請としては、譲渡人が、農業経営縮小のため、隣接地を耕作されている譲受人へ相談したところ売買が、成立し今回の申請に至った。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、水稻の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第 2 項第 5 号取得後の耕作面積は、7,981 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、田として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさ

ないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましては、担当委員9番委員から説明をお願いいたします。

9番 はい、事務局と一緒に現地確認に参りました。問題は無いと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。3条の⑥番の件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員 はい、ございません。

議長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、⑥について要件等の説明をお願いいたします。議案第49号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案49号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。平成28年11月10日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。5ページをご覧ください。

議案書(4条)①申請です。

物件の表示 大字〇〇 字〇〇△ 地目田 面積△㎡
大字〇〇 字〇〇△ 地目田 面積△㎡
(田2筆、合計△㎡)

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由4条許可(県)転用の目的 植林

議案書(4条)②申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△㎡

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由4条許可(県)転用の目的 個人住宅

議案書(4条)③申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△㎡

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由4条許可(県)転用の目的 植林

議案書(4条)④申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△㎡

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 4 条許可（県）転用の目的 植林

議案書（4 条）⑤申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△△ 地目畑 面積△m²

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇

理由 4 条許可（県）転用の目的 植林

以上 5 件 6 筆です

議 長

はい、ありがとうございます。4 条の申請 5 件でした。事務局より許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、P 6 をご覧ください。実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。場所につきましては、議案書 8 ページを確認ください。現地がわかりにくいですが、国道 455 線を〇〇方面へ進み、〇〇という集落があります。その集落から東へ入った〇〇町との境であります。植林された田がございました。農地の区分といたしましては農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地に当たります。面積につきましては、△m²であります。転用目的としては、役場より直線で 12 k m 位離れた農地であります。周囲は山林に囲まれており、約 40 年前までは、水田として耕作していたが、機械もはならず、日照も悪く、道路幅員も狭いなど耕作条件の悪いことから、40 年前に植林をして、現在は山林として、管理しております。よって、今回、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現状のまま利用であり、問題ないと判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。計画の妥当性は、田 2 筆△m²を山林にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺

の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、隣接の道路側溝側に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。7 ページに記載してありますが、給排水計画であります。給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、自然浸透予定であります。雑排水・汚水排出予定はありません。9 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。

P10 に追認として、始末書が提出されております。読み上げます。上記物件は、約 40 年前迄は、田として利用していました。しかし、面積が狭く、機械も入らないためやむなく、許可を申請せず植林したことは、重々申し訳なく思います。現在は、山林となっております。今後、この様なことが無いように注意しますと共に、心からお詫び申し上げます。

以後、注意いたしますので、何卒宜しくお願い申し上げます。以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当 9 番委員説明をお願いいたします。

9 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。周辺は山林に囲まれておまして、何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしく願います。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、②番を提案いたします事務局より許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、P12 をご覧ください。受付番号 2 番実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。14 ページをご覧ください。〇〇〇〇の反対側であります。農地の区分といたしまして、第 2 種農地として判断しております。農地

の区分といたしましては、第2種農地と判断しております。判断理由としては、農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地いずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地あたります。面積としては、△㎡であります。申請地は、役場より2kmほど離れている。今回熊本地震により自宅が損壊し、現在の宅地には建設が困難なため今回、個人住宅建設を計画し、申請に至った。東・南側を町所有地、西側を畑、北側を道路に囲まれた農地であります。熊本地震で被災したため、住めない状況であり、現在町外のアパートに入居しております。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により確認でき、問題はございません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性としては、工期は、平成29年7月31までの計画であり、問題はございません。計画面積の妥当性は、畑1筆△㎡を個人住宅にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。と判断しております。13 ページをご覧ください。事業計画がございました。給水に関しては、御船町の公共水道管から給水する計画であります。汚水・生活排水ですが、公営下水がございましたので、接続する計画であります。雨水に関しては、宅地内の雨水は自然浸透方式で行い、屋根の雨水に関しては、敷地内に収水枡を設置して、上記同様北側にある道路側溝へ放流する計画であります。15 ページに配置図がございました。農地の手前を転用し、残地は、農地として、管理いたします。16 ページに現在の土地の状況を載せております。以上のようなことから事務局といたしましては、許可相当と判断しております。以上

です。

議 長 はい、ありがとうございました。個人住宅建設の申請でした。こちらの担当委員は、12番委員お願いいたします。

12 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、③番の申請の説明をお願いいたします。

事務局 はい、P17をご覧ください。受付番号③番

実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。場所につきましては、議案書19ページを確認ください。現地がわかりにくいですが、集落に接続している農地であります。〇〇〇の農地と判断ください。今回の申請地であります。農地の区分といたしましては農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地に当たります。面積につきましては、 Δ ㎡であります。転用目的としては役場より直線で4km位離れた農地であります。東・西側を山林、南側を宅地、北側を畑に囲まれている。約40年前までは、畑として管理していたが、機械も入らず、道路もなく、日照も悪いため、植林して、現在は、山林として管理していることから、今回、農地法第4条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現状のまま利用であり、問題ないと判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。計画の妥当性は、畑1筆 Δ ㎡を山林にする計画であり、妥当と判断いたし

ました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地へ日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、地下浸透ということです。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。7ページに記載してありますが、給排水計画であります。給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、自然浸透予定であります。雑排水・汚水排出予定はありません。20ページに配置図、排水計画図が記載してあります。

P21に追認として、始末書が提出されております。読み上げます。上記物件は、約40年前迄は、畑として利用していました。しかし、面積が狭く、機械も入らないためやむなく、許可を申請せず植林したことは、重々申し訳なく思います。現在は、山林となっております。今後、この様なことが無いように注意しますと共に、心からお詫び申し上げます。

以後、注意いたしますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。山林への転用申請でした。担当2番委員説明をお願いいたします。

2番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。周辺は山林に囲まれておまして、何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしく願いいたします。
以上です。

議長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、④番を提案いたします事務局より許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、P23をご覧ください。受付番号④番

実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。場所につきましては、議案書 25 ページを確認ください。現地がわかりにくいですが、マミコウロードを進むと〇〇方面と〇〇〇方面の三叉路を〇〇へ行き、〇〇〇集会場から左折して奥に入った所が今回の申請地であります。農地の区分といたしましては農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地に当たります。面積につきましては、△m²であります。転用目的としては、役場より直線で8km位離れた農地であり、周囲は山林に囲まれた農地である。約37年前までは、畑として管理していたが、機械も入らず、道路もなく、日照も悪いため、植林して、現在は、山林として管理していることから、今回、農地法第4条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現状のまま利用であり、問題ないと判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。計画の妥当性は、畑1筆△m²を山林にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、地下浸透ということです。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。24 ページに記載してありますが、給排水計画ではありますが、給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、自然浸透予定であります。雑排水・汚水排出予定はありません。26 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。

P27に追認として、始末書が提出されております。読み上げます。上記物件は、約37年前迄は、畑として利用していました。

しかし、面積が狭く、機械も入らないためやむなく、許可を申請せず植林したことは、重々申し訳なく思います。現在は、山林となっております。今後、この様なことが無いように注意しますと共に、心からお詫び申し上げます。

以後、注意いたしますので、何卒宜しくお願い申し上げます。以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。山林への転用申請でした。担当委員4番委員説明をお願いいたします。

4 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。周辺は山林に囲まれておりまして、何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしく願いいたします。
以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、⑤番を提案いたします事務局より許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、P29をご覧ください。受付番号⑤番

実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。場所につきましては、議案書31ページを確認ください。国道443号を〇〇から〇〇へ行くところに〇〇〇がありますが、その手前の町道へ入った所であります。建築基準法に基づき中心後退をしなければならないため、道路として活用する計画で、宅地と分筆されるようであります。農地の区分といたしましては農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地に当たります。面積につきましては、△㎡であります。転用目的として役場より直線で1.5km位離れた農地であります。今回、隣接した農地で

個人住宅の建設がされるにあたって、申請地は都市計画区域に入っており、建築基準法第 42 条第 2 項道路に該当するため、セットバックの必要性がある。今回は現状の道路幅員から中心後退した部分を道路として転用する計画を立てて、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。自己資金にて対応する計画で、問題ないと判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。計画の妥当性は、畑 1 筆△m²を道路にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を道路へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、地下浸透ということです。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。32 ページに記載してありますが、給排水計画であります。給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、既存道路側溝に排水予定であります。雑排水・汚水排出予定はありません。33 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当委員 20 番委員説明をお願いいたします。

20 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくお願いいたします。
以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第 50 号を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、34 ページをご覧ください。

議案第 50 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 28 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

議案書 5 条は、5 件の申請がありました。

物件の表示① 大字〇〇字〇〇 地番△地目 畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 貸資材置場。

②物件の表示 大字〇〇字〇〇地番△地目 田 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 〇〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町△番地△
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地

有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 駐車場です。

③物件の表示 大字〇〇〇字〇〇地番△地目田 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇△番地
〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇△丁目△
〇〇 〇〇〇

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 個人住宅。

④物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△ 地目畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町大字△番地
〇〇〇 〇〇

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 個人住宅です。

⑤物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△ 地目畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

理由 5 条所有権移転 転用目的 個人住宅です。

以上農地法第 5 条所有権移転合計 5 件です。

議 長

はい、ありがとうございました。5 件 5 筆です。では、①番の許可要件等の事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第 50 号受付番号①番 場所に関しては、38 ページをご覧ください。場所につきましては、〇〇〇という集落があります、西へ行ったところであります。申請者の宅地がありますが、その隣接農地に貸資材置場を整備する計画であります。立地条件から説明いたします。農地の区分ですが第 1 種農地と判断いたしました。判断理由といたしましては、申請地は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である。面積につきましては、△m²であります。転用目的としては、申請地は役場より直線で 3 km 離れた東・北側を宅地、西側を道路、南側を農地に囲まれた農地である。申請人は、知人の会社が資材置場を探しているということで相談を受けた。自宅に隣接している今回の申請地につきまして、土地の所有者と話がまとまり貸資材置場として、農地法第 5 条申請に至った。申請地は、1 種農地ではあるが、住宅区その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される農地であり、例外的に転用が出来ると判断される。

続きまして、一般基準です。資力及び信用は、資金については自己資金で対応ということで残高証明書において確認したところ特に問題は無いと判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 29 年 2 月 20 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑 1 筆△m²の敷地に貸資材置場の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を貸資材置場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきま

しては、貸資材置場ということで、給水の計画はありません。雨水に関しましては、砂利敷きで、雨水は、申請地内にて蓋つきU字溝を設置し、敷地内の雨水を集水後隣接する既存水路に放流する。始末書が提出されております。(内容は、詳しく記載してありました。)

39 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 41 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。貸資材置場への転用でございます。担当の 14 番委員お願いいたします。

14 番 はい、事務局の説明と現地確認いたしました。周囲の同意も取ってあり何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。現況は、耕作していないようですね。皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。ございません。

全委員
議 長 意見等がございませんので、①に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、②の件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、42 ページをご覧ください。受付番号②番申請地の場所といたしましては、44 ページに記載しております。国道 445 線〇〇〇交差点付近であります。立地基準といたしまして、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域に定められている農地であります。よって、第 3 種農地として考えております。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より 1.5 km ほど離れた東側を水路、西側を雑種地、南側を宅地、北側を水田に囲まれた水田の一角であります。申請人は、隣接地に事務所を建設する計画であり、申請地を来客用、従業員駐車場及び業務車両駐車場として整備する計画をし、農地法第 5 条申請に至った。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行

為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 29 年 3 月 31 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、田 1 筆△㎡、駐車場 8 台分の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を駐車場に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましましては、駐車場ということで、計画はありません。雨水に関しましては、砂利敷きで敷地内に U 字溝を設置し、既存の U 字溝へ放流する。45 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 46 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局からの要件等の説明でした。この地域の担当委員は、13 番委員説明をお願いいたします。

13 番 はい、事務局と一緒に現地確認へ参りました。雨水に関しましては、オーバーフローした分に関しましては、雨水専用枘へ放流し水路へ流す計画でありました。この件に関しては、何ら問題はございません。審議の程をよろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、③番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、47 ページをご覧ください。受付番号③番。場所につきましましては、49 ページに記載しております、確認ください。町

の中心部であります。個人住宅を建設される計画であります。立地基準から説明いたします。都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域に定められている農地であります。第 3 種農地として考えております。面積といたしましては、△ m^2 あります。申請地は、役場より 0.7 km ほど離れた東・北・南側を宅地、西側を農地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、現在、アパートに居住しておりますが、子供も増えて手狭になった為、マイホーム計画を立てました。生活環境、交通の利便性も良く、職場に近いことから、今回個人住宅の計画をし、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、住宅ローン仮審査終了通知により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 29 年 7 月 30 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、田 1 筆△ m^2 、個人住宅の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、上水道を使用する計画です。排水に関しましては、私道に配管されている町下水道本管へ放流する計画であります。雨水に関しましては、雨水浸透枳で処理、オーバーフロー分を私道側溝へ放流計画であります。別紙に配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 50 ページに記載してあります。前所有者から始末書を提出させております。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。個人住宅申請でした。この担当委員 10 番委員お願いいたします。

10 番 はい、事務局の説明と現地確認いたしました。周囲の同意も取っており何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、④番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、51 ページをご覧ください。受付番号④番。場所につきましては、53 ページに記載しております、確認ください。〇〇の〇〇地区であります。集落と国道 443 号との間でございます。立地基準から説明いたします。第 2 種農地として考えております。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より 5 k m ほど離れた東側を道路、西側を雑種地、南側を宅地に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、本年 4 月の熊本震災により居宅が半壊する被害を受けた。建替え困難であり、申請地が閑静で環境が良い土地であるため、個人住宅建築の計画をし、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、住宅ローン事前審査申込書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 29 年 7 月 30 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑 1 筆△㎡の敷地に個人住宅の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有

無ですが、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、公共上水道より分岐給水、雨水に関しましては、町道路側溝へ放流計画であります。汚水に関しては、合併浄化槽を設置する。54 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 55 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。駐車場申請でした。この担当 16 番委員お願いいたします。

16 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑤番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、56 ページをご覧ください。受付番号⑤番。場所につきましては、3 条で申請がございました申請地の残りの農地であります。60 ページに記載しております、確認ください。農地の区分としては、第 2 種農地として考えております。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より 1.5 km ほど離れた東・南側を道路、北側を農地、西側を雑種地に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、本年 4 月の熊本地震により居住が半壊する被害を受けた。建替えも考えたが、その場所が急傾斜危険地域でもあり、今後の安全かつ生活の利便

性を考慮したうえで、今回の申請地に個人住宅建設を計画し、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、住宅ローン事前審査申込書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成29年3月31日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑1筆△m²の敷地に個人住宅の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地へ日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、御船町上水道から給水する計画であります。雨水・生活雑排水に関しましては、合併浄化槽にて町の側溝へ放流する計画であります。59ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は60ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。個人住宅の申請でした。この担当委員20番委員お願いいたします。

20 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第 51 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、61 ページをご覧ください。 議案第 51 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 28 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 鶴野 幸典。次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分です。62・63 ページ 今月の新規分は、賃借権設定です。62 ページをご覧ください。今月新規分として、田 19,119 m²です。畑はございません。計 19,119 m²です。次の 63 ページをご覧ください。こちらは、再設定分であります。田 2 筆 14,092 m²です。畑は、ございません。合計 14,092 m²です。次の 64 ページです。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成 28 年 11 月 10 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 28 年第 11 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 294,672 m²畑の累計は、18,475 m²。田畑合計で 313,147 m²となっております。所有権移転に関しましては、田 21,226 m²となっております。畑はございませんので累計は、21,226 m²です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。利用権設定一覧・利集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長 ございませんか。 それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、議案第 52 号を提案いたします。事務局より要件の説明をお願いいたします。

事務局

はい、66 ページをご覧ください。

議案第 52 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 4 第 1 項第 27 号（地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画）の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。平成 28 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。次のページをご覧ください。

町長部局より、農業委員会へ照会が来ております。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 4 第 1 項第 27 号（地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画）の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。別紙とは、本日机上配布しております、地域の農業の振興に関する地方公共団体計画という用紙があります。ご覧ください。

御船町地域の農業の振興に関する計画案が、21 ページに渡り文章がございます。難しいようなことと思われそうですが、元々が農振農用地にある農地につきまして、農振除外時に説明しておりますが、端で 2 辺白地に接していなければならないことが前提であります。農振農用地の農地であっても転用する場合であっても農業振興につながりますよと言ったことであります。農地の転用は出来ないのですが、27 号計画がございます。27 号計画を立案して、農振除外も可能であります。第 1 種農地であっても出来ると判断できます。〇〇に〇〇〇〇がございますが、転用の相談を受けております。27 号計画内容としては、このような状況であります。農振地区及び第 1 種農地の転用が無理なところでも出来る計画であります。市町村が地域の農業の振興の観点から定めた計画に基づく「農業振興施設」の用地については、公益性が特に高いと認められる施設の用に供される土地として、優良な農地であっても、農新地域から除外・転用が可能。ただ、基準がありまして、農地転用する場合の基準をクリアしているかの確認が必要となります。農業委員会としては、農業上の効率的・総合的利用の観点からの意見が求められます。これが大本の計画概要であります。1 ページから現状が記載されております。御船町の土地利用状況内容・報告であります。9 ページに施設の種類 工場 施設の位置 御船町大字〇〇字 〇〇△番他 3 筆 施設の用に供する土地の規模 Δm^2 。11 ページまでは、大きな計画が記載してあります。12 ページから施設調書として、記載してあります。

施設の種類 工場 施設の位置 御船町大字豊秋字前田 747番他 3筆 施設の用に供する土地の規模 4,305 m²。施設建設等の開始予定 平成 31 年 6 月予定となっております。17 ページが、場所であります。嘉島から甲佐へ行く県道沿いでありませ。増見鶴の集落にございます。今回の申請地であります。現況の利用図を掲載しております。19 ページは、農振区域と申請地であります。予定地は農振には入っていないが、第 1 種農地でありますから申請が必要となります。申請が上がった経緯はこのようなことあります。

議 長 今、事務局より計画案が、説明されましたが、この件につきましてご意見等がありましたらお願いいたします。

全委員 ございません。

議 長 無いようですので、この案件につきまして、承認していただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。転用申請が出ましたら詳しく聞きたいと判断いたします。

続きまして、報告第 11 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、68 ページをご覧ください。

報告第 11 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成 28 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。今月は、2 件の耕作証明を発行しております。耕作証明書の内容としては、69・70 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。これは、報告でありますので皆さんの方でご理解ください。続きまして、報告第 12 号をお願いいたします。

事務局 はい、71 ページをご覧ください。報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。平成 28 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員会。次のページをご覧ください。今月は、2 件の報告がありました。内容としては、3 条により売買、貸人の返還希望があったため提出されました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。これは、報告ですのでご理解ください。

議案審議は以上です。他に何かございませんか。では、その他に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

農地パトロールの件について説明（非農地申請分）

- ・現地確認日 班編成 体制 内容の説明
- ・次回の総会の件の報告・連絡

議長

これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

4 番

⑩

5 番

⑩